

和歌山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
議事要旨

日 時：平成26年3月27日（木）午後1時30分～午後3時30分
場 所：和歌山市役所 14階 小会議室

出席者：委員 7名

担当課等

こども未来部長

子育て支援課 保育課 こども総合支援センター

1 開会

2 会長あいさつ

会長： 現在、子育て支援に関しましては、制度がめまぐるしく変わるなか、過渡期でありまして、このような会議も重要な位置づけとなります。委員の皆様におかれましては、平素より子育て支援、子どもの健康や発達のためにご尽力いただきご尊敬しております。このような会議を通じまして、審議はもとより関係者が顔を合わせて、ネットワーク作りという役割もあると思いますので、よろしく願い申し上げます。

3 こども未来部長あいさつ

部長： 本日は年度末のお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。また平素は和歌山市の児童福祉に関しましてご尽力いただきまして前回の会議において、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しまして、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートする予定です。新制度では、全ての子どもへの幼児期の学校教育と保育の必要性がある子どもへの保育を保障するため、また認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等を通じた給付制度が導入されるなど、大きく制度が変わろうとしています。そのようななか、本市においても、平成25年度中3歳未満時の待機児童が発生するなどの状況もあり、今後保育所等の認可の方針につき、再度ご検討いただく必要が出てまいりました。この後、新制度の概要の説明からさせていただくこととなりますが、今後の保育所等のあり方を含め、どうぞ活発なご意見・ご提言をいただきますようお願いいたします。

最後になりました、委員の皆様方の今後ますますの発展とご健勝をお祈りし、開会の挨拶といたします。

4 委員紹介

5 議題

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要について

事務局： <資料1に基づき説明>

会長： 新制度に関しまして、ご質問等ありませんか。

委員： 現在と新制度を利用したときの違い、具体的にどのような程度の違いがあるのかは理解できないところがあります。私立と公立でも違いがあるのでしょうか。

事務局： まず大きく変わるところは、事業者側の部分が大きく変わってきます。私立の幼稚園のままで運営を続けていくのか、または認定子ども園制度のなかに私立幼稚園が参入してくる場合では、今まで県が私学助成として利用者負担を合わせて運営していたものが、今回施設型給付になれば、和歌山市が支払いをすることになります。

また、幼稚園が認定こども園になった場合、保育を必要とする子も受け入れをしていくことになります。今は親が働いていない親の子どもを中心に通っている幼稚園が多いと思いますが、今後は働いている方の子どもも入れるように、保育時間の確保をしなければならないという制度になっています。

私立の保育所については、今までと、ほぼ変わらないのですが、保育要領にしたがって保育をしてきたのが、学習指導要領の部分の教育という部分を担わなければならなくなっています。

利用者側につきましては、便利なところとしましては、今までは保育所に通っており、親が働かない状況になった場合は、保育所を退所しなければなりませんでした。新制度では、短時間保育としてそのままその保育所等に通うことができることとなります。

会長： 認定こども園という存在が今回中心となっています。4ページにも示されていますが、今までは、幼稚園は文部科学省が管轄で、職員も教員免許が必要で、保育所の場合は厚生労働省の管轄で、保育士免許が必要であったなかで、複合した認定こども園という形態がでてきており、先生の資格要件も両方必要であるというようなかたちですね。

会長： 制度の説明についてはよろしいでしょうか。

それでは、議題2に進みたいと思います。

(2) 保育所等認可の基本方針について

会長： 保育所等認可の基本方針についてですが、こちらは議案となっておりますので、決議が必要となります。事務局の方からご説明をお願いします。

保育課： <議案1・資料2を用いて説明>

和歌山市では、平成12年に決定しております別紙1の基本方針に従って運用してまいりました。別紙1のとおり、平成12年には、全国的な待機児童の解消のため、保育所の設置認可にかかる規制緩和が通知され、それを受けて、和歌山市の対応方針

を検討したものです。和歌山市では、待機児童が当時なかったこともあり、人口、子どもの数も減少するであろうという予測の元、供給過剰にならないように「既存の無認可保育所の認可については認める」「新規参入者の設置認可については認めない」と決定され、今まで取り組んでまいりました。

資料2が現在の和歌山市の入所児童数を示しているのですが、入所児童数合計7,077人でして、ここ数年では最多数の人数となっております。

子ども・子育て支援新制度では、保育を実施する施設は保育所のほか家庭的保育事業、認定こども園が設定されていまして、平成27年度の開始前に平成26年度後半には認可申請を受け付けていくこととなります。以前は、児童福祉法35条④に従って、和歌山市の基本方針のもと設置していましたが、今回の改正により⑧が追加され、市で定めた認可基準に適合していれば認可するものとする事となり、市の裁量が狭められたこととなります。市の基本方針として、運用していたものが、法に謳われることになったため、以前のように基本方針に従って、供給過剰の場合は認可しないなどの市の裁量は適わなくなったため、平成12年の基本方針は廃止しまして、認可については法に従って取り扱っていくことをご提案します。

また、和歌山市では平成25年度中に3歳未満時の待機児童が発生している状況もあります。その他、児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等を認可するときは社会福祉審議会児童福祉分科会の意見を聴くものとなりましたので、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

会 長： ありがとうございます。それでは、委員の皆様、ご意見等申し上げます。

委 員： 今回の新制度によって、延長保育等も対応していくということになって、公立の保育所の受け入れ人数も増えるとお考えなのでしょうか。私立の保育所については定員オーバーも多いなか、公立については時間的に考慮されるのでしょうか。

保育課： 公立については現在9時から5時ということで、フルタイムで働いている方には対応できないのが現状になっていますが、市としましては3歳児未満の保育も実施していきたいですし、開所時間も7時から7時というような対応も考えていきたいと思っています。ただ、和歌山市全体の方針では職員3000人体制というのがありますので、保育士の数が足りないというのが現状です。今後は幼保連携型認定こども園に移行させていきたいなかで、現在の保育所数も見直し、数を減らすが、こども園の開所時間は充実させていく方向で考えていきたいと思っています。今の職員を集約して、施設の機能を上げていきたいと思っています。

委 員： 確認ですが、和歌山市の待機児童の概念として、「入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童。和歌山市は申込児童の住所を中心に半径5km以内に入所可能な保育所がない場合に待機児童とする」として、今後もやっていくのですか。

保育課： 現行はこの概念でいっています。

新制度では、提供区域というブロック分けをし、ブロックの仲で需要供給を図るようになっていきます。ブロックが5km毎になっているかということ、食い違いが出てはくるのですが、そのあたりは今後検討が必要になると思います。

委員： 国のいう待機児童の定義と違うと思います。国では、第1希望第2希望第3希望の中で入所できなかった場合に待機児童とすることになっていると思いますが、和歌山市では、こちらの定義でいくというのかどうか確認したかったのです。

保育課： 国の調査の待機児童の定義として「通常の交通手段により自宅から20～30分未満で登園範囲」があるため、和歌山市の交通手段としては自転車ではないかということで、自転車で2,30分ということは距離にして5kmとしているというものです。
各自治体でまちまちだと思います。

委員： 少し気になるのは、国の待機児童の定義は全国共通でない調査がおかしくなるのではないのでしょうか。各自治体で、待機児童の定義がまちまちなのであれば、地域の実情で、カウントがおかしくなるのではないのでしょうか。

事務局： 新制度では、利用調整という作業が伴ってくるのですが、その場合は第1希望第2希望第3希望を申請して、入園できなければ、待機児童ということになることとなります。

委員： そうですね。新制度については新しく、定義していけばよいと思うのですが、今までの保育所の待機児童についての定義はどうなのでしょう。
新制度では、保育所のみでなく幼稚園や認定こども園も合わせての利用調整の中で5km圏内という今後の設定でいいと思うのですが。

保育課： 国の待機児童の調査の「保育所入所待機児童の定義」をお示しします。
「立地条件が登園するのに無理がない（例えば通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能）」とあります。

委員： それでは、20～30分が和歌山市では5kmと考えているということで確認していいですか。例えば、職場に近いところの保育所が自宅から5kmより離れている場合は、待機児童とカウントするというのでいいのでしょうか。

保育課： 入園している場合は待機児童にはカウントしないこととなります。

会長： 現在の待機児童のカウントは従前の定義を踏まえたものではありますが、今後、新制度開始の後、施設の認可をするかどうかをこの会議で図っていくときには、きちん

と待機児童の定義を示していただくということになりますね。

委員： 今は、まだ待機児童の定義は固まっていないということですね。

会長： 今後保育所等をこの会議で認可するにあたって、議論する際の「待機児童」の定義は新制度に則って行っていきましょう。

保育課： 新制度は平成27年4月以降予定であります。施設の認可申請は、早ければ平成26年度秋以降に出てくる可能性もありますので、その際はよろしくお願いいたします。

報告になるのですが、平成26年4月にさかえ保育園が社会福祉法人を取得しましたので、社会福祉法人としての認可をしていきたいと考えています。

会長： 他にご意見等ございませんか。

それでは、市の基本方針について、ご提案どおり承認するというところでよろしいでしょうか。

<承認>

(3) 母子生活支援施設（私立和歌山白百合園）の統合新築について

こども総合支援センター： <資料3を用いて説明>

母子生活支援施設は児童福祉法第38条に基づき、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその者の監護すべき児童が対象であり、児童の健全な育成を図り、母子の自立を促進させることを目的としています。現在市内には、県立、市立合わせて2か所の母子生活支援施設がありますが、ともに老朽化が進みトイレや浴槽は共同であり、国の最低基準を満たしておらず、県と連携し、両施設を統合して市内の新たな場所に新築することとなりました。平成25年度に設計は完了しており、平成27年度秋頃完成予定です。

新施設は、効果的な母子支援を行うため、心理療法など先駆的な母子支援を実施していく予定です。県立施設として建設しますが、現在の市立の白百合園の定員数は確保できており、措置権も和歌山市にあります。和歌山市立白百合園の廃止とともに今後条例の廃止も行います。

会長： 何かご質問はありませんか。

現行施設は築何年になるのですか。

こども総合支援センター： 昭和29年になります。その後改築や風呂の増築など行っております。

会 長：入居率はどのくらいですか。

こども総合支援センター：月平均にして、4、5世帯が入居しています。定員は18世帯程度です。

会 長： 他にご質問等ありませんか。ないようであれば、ご理解いただいたということでお願いします。これで、議題は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

6 閉会